

平成 18 年 4 月 24 日

各位

不動産投信発行者名  
東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号  
オリックス不動産投資法人  
代表者名 執行役員 市川 洋  
(コード番号 8954)

問合せ先  
オリックス・アセットマネジメント株式会社  
取締役専務執行役員 佐藤 光男  
TEL : 03-3435-3285

**利害関係人等との取引について**  
**(オリックス株式会社、株式会社シーフォートコミュニティ、天王洲エリアサービス株式会社)**

本投資法人は、平成 18 年 4 月 24 日付けで、下記の通り、オリックス・アセットマネジメント株式会社(以下「OAM」)の利害関係人等との取引を承認いたしましたので、その内容をお知らせいたします。

記

**1. 建物管理等の委託 : シーフォートスクエア**

本投資法人は、2006 年 4 月 28 日(予定)付けで、「シーフォートスクエア/センタービルディング」(以下「本施設」)を取得<sup>注1</sup>するにあたり、株式会社シーフォートコミュニティ(以下「SFC」<sup>注2</sup>、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」)に規定する利害関係人等)および天王洲エリアサービス株式会社(以下「TAS」<sup>注2</sup>、利害関係人等<sup>注3</sup>)を受託者とする本施設に関する建物管理委託契約等(委託業務等の内容については、下記をご参照ください。)において、オリックス株式会社(以下「オリックス」、利害関係人等)をはじめとする企業の委託者としての地位を承継し、または、かかる契約等をSFCもしくはTASとの間で再締結いたします。なお、委託業務等の内容については、以下の通りです。

(1) SFCが受託者の業務

- ・地下駐車場の管理業務
- ・B棟の事務および建物管理業務
- ・店舗エリアの建物管理業務
- ・屋外広告物の管理業務
- ・劇場・店舗エリア・地下駐車場用の上水道料金精算業務
- ・修繕工事の提案または必要性の調査等
- ・防火管理関連業務

(2) TASが受託者の業務

- ・天王洲ふれあい橋の維持管理業務

**2. 利害関係人等の概要**

(平成 17 年 9 月末現在)

商 号	オリックス株式会社
本店所在地	東京都港区浜松町 2 丁目 4 番 1 号
代 表 者	取締役兼代表執行役会長 宮内 義彦
設 立	昭和 39 年 4 月 17 日
資 本 金	821,420 百万円
主 要 株 主	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、 ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 他
事 業 内 容	リース、割賦売買及びその他金融サービス、不動産関連事業 他

(平成 18 年 4 月 24 日現在)

商 号	株式会社シーフォートコミュニティ
本店所在地	東京都品川区東品川二丁目 3 番 12 号
代 表 者	代表取締役社長 内田 清隆
設 立	平成 3 年 12 月 25 日
資 本 金	50 百万円
主 要 株 主	オリックス株式会社 <sup>注2</sup> 他
事 業 内 容	シーフォートスクエアの管理運営業務 他

(平成 18 年 4 月 24 日現在)

商 号	天王洲エリアサービス株式会社 <sup>注3</sup>
本店所在地	東京都品川区東品川二丁目 2 番 4 号
代 表 者	代表取締役社長 木曾 英夫
設 立	昭和 63 年 12 月 15 日
資 本 金	490 百万円
主 要 株 主	オリックス株式会社 <sup>注2</sup> 他
事 業 内 容	天王洲アイル地区の高層ビル等への地域連暖房用熱媒体(冷水・蒸気)の供給

(注 1)本施設の取得については、平成 17 年 8 月 29 日付、“資産の取得に関するお知らせ(シーフォートスクエア/センタービルディング)”をご参照ください。なお、本投資法人は、かかる資産の取得に際して本施設に付随する什器・備品の一部(金額：2,630,322 円(税抜き))を、平成 18 年 4 月 28 日付にてオリックスから取得する予定です。

(注 2)OAMは、平成 18 年 4 月 28 日付けで、オリックス株式会社が保有する株式会社シーフォートコミュニティおよび天王洲エリアサービス株式会社の普通株式を取得する予定です。なお、株式取得の概要については、本日(平成 18 年 4 月 24 日)付、“投資信託委託業者による株式の取得等のお知らせ”をご参照ください。

(注 3)平成 18 年 4 月 24 日現在、OAMの発行済株式の100%を保有するオリックスがTASの発行済株式の約34%を保有することから、TASは投信法に規定する利害関係人等に該当しますが、平成 18 年 4 月 28 日に予定されているオリックスからOAMへのTAS株式の譲渡(注 2 をご参照ください。)により、TASは、OAMの内規に定める関係会社等(オリックスの関係会社等をいい、かかる内規においては、関係会社等との取引の概要について開示すること等が規定されています。)に該当することとなります。

以上

本日資料の配布先：兜クラブ、国土交通省建設専門紙記者会